

第1条 契約事務に関する書式の制定についての一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別紙19 建設工事下請報告書 略 (注)1 県発注の建設工事において、下請施工を行っている場合、下請金額<u>100万円</u>（1契約毎）以上の工事については、この報告書を提出すること。 2～6 略 7 この下請報告を行う場合、当該契約書等の写しを添付し、下請に付す工事内容がと<u>び工事、型枠工事、鉄筋工事、塗装工事及び内装工事に係るものは、見積書の写しを合わせて添付すること。</u> なお、各工種の範囲は次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>範 囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とび</td><td>とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立工事、工作物解体工事</td></tr> <tr> <td>型枠</td><td>型枠工事（木製型枠（メタルフォームを含む）の製作・組立て・取付け・解体等）</td></tr> <tr> <td>鉄筋</td><td>鉄筋加工組立工事（鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立て、結束等）</td></tr> <tr> <td>塗装</td><td>塗装工事、鋼構造物塗装工事、鋼橋塗装、建築塗装</td></tr> <tr> <td>内装</td><td>インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事</td></tr> </tbody> </table> 8 略	工種	範 囲	とび	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立工事、工作物解体工事	型枠	型枠工事（木製型枠（メタルフォームを含む）の製作・組立て・取付け・解体等）	鉄筋	鉄筋加工組立工事（鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立て、結束等）	塗装	塗装工事、鋼構造物塗装工事、鋼橋塗装、建築塗装	内装	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事	別紙19 建設工事下請報告書 略 (注)1 県発注の建設工事において、下請施工を行っている場合、下請金額<u>500万円</u>（1契約毎）以上の工事については、この報告書を提出すること。 2～6 略 7 この下請報告を行う場合、当該契約書等の写しを添付すること。 8 略
工種	範 囲												
とび	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立工事、工作物解体工事												
型枠	型枠工事（木製型枠（メタルフォームを含む）の製作・組立て・取付け・解体等）												
鉄筋	鉄筋加工組立工事（鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立て、結束等）												
塗装	塗装工事、鋼構造物塗装工事、鋼橋塗装、建築塗装												
内装	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事												

第2条 契約事務に関する書式の制定についての一部を次のとおり改正する。

別紙1中「100/105」を「100/108」に、別紙3～10及び13～16中「100分の5」を「100分の8」に、「105分の100」を「108分の100」に改める。

第3条 建設工事の下請報告についての一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
記 1 下請報告の内容 県が発注した工事を直接請け負った者（以下「請負者」という。）は、当該請負工事のうち下請負者に発注した工事1件の契約金額が100万円以上となるものについては、下請施工体系図（様式第1号）<u>及び契約ごとに契約事務に関する書式の制定について（平成18年6月8日付第200600006399号県土整備部長通知）に規定する建設工事下請報告書（別紙19）を作成し提出するものとする。</u>	記 1 下請報告の内容 (1) 県が発注した工事を直接請け負った者（以下「請負者」という。）は、当該請負工事のうち下請負者に発注した工事1件の契約金額が100万円以上となるものについては、下請施工体系図（様式第1号）を作成し提出するものとする。 (2) 請負者は、下請負者に発注した工事1件の契約金額が500万円以上となるものについては、<u>下請施工体系図に加え契約ごとに契約事務に関する書式の制定について（平成18年6月8日付第200600006399号県土整備部長通知）に規定する建設工事下請報告書（別紙19）も併せて提出すること。</u>

2 提出時期等 下請施工体系図の提出時期については次のとおりとする。 (1) 1に該当することとなったときは速やかに提出しなければならない。 (2)・(3) 略 3・4 略 5 適用日 <u>平成26年4月1日以降に調達公告する建設工事</u>から適用する。	2 提出時期等 下請施工体系図の提出時期については次のとおりとする。 (1) 1の(1)又は(2)に該当することとなったときは速やかに提出しなければならない。 (2)・(3) 略 3・4 略 5 適用日 <u>平成20年3月21日に起工決裁する建設工事</u>から適用する。
--	--

附 則

この改正は、平成26年3月26日から施行する。